

藤沢型認定保育施設保育料補助金交付要綱

制 定 平成 28 年 3 月 31 日

最終改正 令和 2 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、藤沢型認定保育施設を利用している児童の保護者の経済的負担の軽減を図るため、その設置者が行う保育料の軽減に係る経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和 35 年藤沢市規則第 11 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 藤沢型認定保育施設

藤沢型認定保育施設事業実施要綱（平成 30 年 3 月 20 日制定。以下「実施要綱」という。）第 28 条第 2 項又は第 29 条第 2 項の規定に基づき、市長が認定した保育施設をいう。

(2) 保育料

児童の保育に係る経費として、その保護者が藤沢型認定保育施設の設置者に対し、当該設置者との契約に基づき支払う費用をいう。

(3) 対象児童

藤沢型認定保育施設を利用する児童のうち、実施要綱第 3 条第 6 号に規定する対象児童であって、保育が実施された年度の初日の前日における年齢が満 3 歳に達していない者をいう。ただし、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 4 第 3 号の規定に該当し、同法第 30 条の 5 第 1 項に規定する認定を受けた者は除く。

(4) 保護者

対象児童を監護し、当該児童と一定の生計関係にあり、当該児童に係る保育料を設置者に対して支払う義務を負う者をいう。

(5) 月極契約

対象児童について、実施要綱第 3 条第 6 号に係る別表第 1 に規定する事由により保育を必要とし、その必要な保育の量が月 64 時間以上であって、その保育を継続的に確保するために結ばれた契約をいう。

(6) 市町村民税所得割課税額

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割（同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。）

の額（同法附則第5条の4第6項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額で算定した額）であって、対象児童の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に課された額の合計をいう。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、藤沢型認定保育施設の設置者（以下「設置者」という。）とする。

2 設置者が、実施要綱第35条第1項の規定により、藤沢型認定保育施設の認定を取り消された場合においては、認定を取り消された日の属する月から数えて6ヵ月間は補助対象者とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす保護者に対して行う保育料の軽減に係る経費とする。

- (1) 設置者と月極契約をしていること。
- (2) 保育料の月額が次条の表に掲げる補助月額と同額以上であり、その支払いを滞りなく行っていること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、各月初日（その日が施設の休業日である場合はその次の開所日。以下同じ。）を基準日として藤沢型認定保育施設に在籍する対象児童それぞれにつき、当該児童の世帯の市町村民税所得割課税額の次の表に掲げる区分に応じた補助月額に、基準日時点の在籍月数を乗じて得た額の合計とする。

市町村民税所得割課税額の区分		補助月額
非課税（地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割のみを課された場合のみ）		15,000円
1円以上	60,700円未満	
60,700円以上	148,200円未満	10,000円
148,200円以上	196,000円未満	5,000円
196,000円以上	249,000円未満	2,000円
249,000円以上		0円

- 2 前項の規定における市町村民税所得割課税額の区分は、次条の規定に基づく申請を行った年度（以下「申請年度」という。）の状況を参照するものとする。
- 3 対象児童の世帯の市町村民税所得割課税額の状況において、申請年度は子ども・子育て支援法第30条の4第3号の規定に該当するが、申請年度の前年度は当該規定に該当しないため、同法第30条の5第1項に規定する認定を受けられない期間がある児童の市町村民税所得割課税額の区分は、申請年度の前年度の状

況を参照するものとする。

(交付の申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする設置者は、藤沢型認定保育施設保育料補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に、市長が必要であると認めた書類を添えて、事業の着手前(4月1日に着手する場合にあっては4月1日)に、市長に提出しなければならない。この場合において、規則第3条第2項第2号に規定する収支予算書又はこれに代わる書類は省略できるものとする。

2 市長は、設置者がやむを得ない理由により前項の期限までに申請書を提出することが困難であると認めるときは、藤沢型認定保育施設保育料補助事業事前着手届(第2号様式)を提出のうえ、市長が別に定める期日までに提出させることができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢型認定保育施設保育料補助金交付等決定通知書(第3号様式。以下「交付等決定通知書」という。)により、通知するものとする。この場合において、補助金の額を交付予定額とし、交付等決定通知書にその旨を記載するものとする。

(事業計画の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた設置者が、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢型認定保育施設保育料補助金事業計画変更承認申請書(第4号様式)に、市長が必要であると認めた書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により事業計画の変更承認申請があったときは、その内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、藤沢型認定保育施設保育料補助金事業計画変更承認等通知書(第5号様式)により、通知するものとする。

(実施状況の報告)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた設置者(以下「交付決定者」という。)は、事業の実施状況の報告として、対象児童分の保育料の軽減に関する調書等の必要書類(以下「調書」という。)を、市長が別に定める様式により、交付決定を受けた年度において当該児童が初めて補助金の額の算定対象となる月の20日までに提出しなければならない。

2 交付決定者は、前条の規定により提出した調書のうち、記載事項に変更がある又は変更があった対象児童がいる場合は、当該児童に係る調書変更事項について、市長が別に定める様式により、その事実が発生してから1ヵ月以内に提出しなけ

ればならない。

(交付金額の確定)

第 10 条 市長は、前条に規定する実施状況の報告、並びに実施要綱第 36 条第 1 項及び第 37 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく書類により、その内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、次の各号に掲げる書類により、通知するものとする。

- (1) 藤沢型認定保育施設保育料補助金交付額確定通知書（第 6 号様式）
- (2) 藤沢型認定保育施設保育料補助金内訳書（第 7 号様式）

(補助金の交付等)

第 11 条 補助金は、次の表の期間の区分ごとに、当該区分に応じた額及び時期に交付するものとする。

期間の区分	交付する額	交付時期
4 月から 9 月までの期間	第 9 条に規定する実施状況の報告に基づき算定した補助金の額	11 月
10 月から 3 月までの期間	前条の規定により交付金額を確定した後、当該交付確定金額から、4 月から 9 月までの期間分の補助金として交付した額を控除した額	事業完了後

- 2 交付決定者は、当該補助金の請求に係る書類を、市長が指定する日までに提出しなければならない。

(事業の完了届及び実績報告)

第 12 条 前条の規定により補助金の交付を受けた設置者は、事業完了後、速やかに藤沢型認定保育施設保育料補助金事業完了届兼実績報告書（第 8 号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、規則第 8 条第 1 項第 2 号に規定する収支決算書又はこれに代わる書類は省略できるものとする。

- (1) 藤沢型認定保育施設保育料補助金実績内訳書（第 9 号様式）
- (2) 藤沢型認定保育施設保育料軽減確認書（第 10 号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項第 2 号に規定する書類は、対象児童のうち、第 5 条第 1 項に規定する補助月額が 0 円以外の当該児童の保護者それぞれから、第 11 条に規定する期間の区分ごとに徴収するものとする。

(交付決定の取消及び返還)

第 13 条 市長は、交付決定者に対し、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは既に交付した

補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段によって、設置者が交付を受けたと認められるとき、又は保護者が保育料の軽減を受けようとしたと認められるとき
- (2) 第7条の規定による交付決定、第8条第2項の規定による変更承認、又は第10条の規定による交付金額確定通知において付した条件その他内容等に違反したとき
- (3) その他この要綱に違反したとき

(補助金に関する調査等)

第14条 市長は、補助金に関して必要があると認めるときは、設置者又は保護者に対して報告を求め、又は自ら調査することができる。

(書類の整備)

第15条 補助金の交付を受けた設置者は、当該補助金に係る事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出に係る証拠書類を整備しておかなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、藤沢型認定保育施設保育料補助金の交付に係る必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条第2項の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 次の各号に掲げるいずれの要件も満たす児童（この項に限って、その保護者が当該児童に係る利用契約をする施設は、藤沢型認定保育施設以外であって、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、神奈川県知事への届け出の義務を有する保育施設（以下「届出保育施設」という。）でもよいものとする。）の保育料から、第5条第1項に規定する表に掲げる補助月額を軽減する届出保育施設の設置者は、第3条第1項に規定する補助対象者とならない場合であっても、平成28年度に限り、同条に規定する補助対象者とみなすこととする。
 - (1) 藤沢市認可外保育施設保育料助成金交付要綱（平成28年3月31日廃止）第3条の規定により助成を受けていたこと。
 - (2) 各月初日を基準日として届出保育施設に在籍しており、当該入所期間中にお

いて次のア及びイに掲げるいずれの基準も満たしていること。

ア 当該届出保育施設と月極め契約をし、その保護者が保育料の支払いを滞りなく行っていること。

イ 支払った保育料の月額が第5条第1項に規定する表に掲げる補助月額と同額以上であること。

- 4 平成28年3月31日時点で届出保育施設であって、平成28年4月1日の藤沢型認定保育施設事業実施要領（平成30年3月31日廃止）の改正に伴い藤沢型認定保育施設の認定を受けられなかった施設については、藤沢型認定保育施設運営費補助金交付要綱（平成14年9月27日制定）の平成28年4月1日施行の附則に規定する藤沢型認定保育施設への移行計画書の提出があることを条件として、平成28年度に限っては、本要綱において、藤沢型認定保育施設と同等に扱うものとする。

（検討）

- 5 市長は、平成29年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成30年3月30日改正）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月25日改正）

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、改正の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成31年度（令和元年度）に限り、前条に規定する施行日以前に交付決定を受けた設置者に対する第11条第1項の表の「4月から9月までの期間」に係る補助金の額は、なお従前の例によるものとする。

（検討）

- 3 市長は、令和6年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和2年4月1日改正）

この要綱は、改正の日から施行する。